

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	恵庭市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/0000000000000/1418966003046/index">http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/genre/0000000000000/1418966003046/index</a>

執行機関名 恵庭市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉施設入所児童に対する面会旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項 児童福祉施設入所児童に対する面会旅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所		恵庭市児童福祉施設入所児童に対する面会旅費助成要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>市外の児童福祉施設(以下「施設」という。)</u> に入所する児童を持つ保護義務者に対し、施設面会のための交通費(以下「面会旅費」という。)を助成することにより、 <u>家族の経済的負担の軽減と福祉向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		恵庭市児童福祉施設入所児童に対する面会旅費助成要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	恵庭市児童福祉施設入所児童に対する面会旅費助成要綱第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	面会旅費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	恵庭市児童福祉施設入所児童に対する面会旅費助成要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報